

資料 3

益城町立幼稚園あり方検討について（答申）（素案）

令和 4 年 月

益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会

会長 今吉 光弘

目次

1. 答申書の項目

- ① 審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ② 益城町における未就学児童の利用設・・・・・・・・・・ 3
- ③ 平成 27 年度-令和 4 年度の未就学児童の施設利用状況・・・・・・・・ 5
- ④ 町立幼稚園の現状
 - (1) 町立幼稚園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 在園児の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ⑤ 検討委員会の審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

2. 町立幼稚園のあり方の検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

3. 統廃合の必要性（答申）・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

4. 検討委員会委員名簿 20

1. 答申書の項目

① 審議の経過

益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、学識経験者、町民及び各種団体代表からなる14人の委員で構成され、令和3年7月に設置されました。

検討委員会は、現在2園ある町立幼稚園（益城幼稚園、第二幼稚園）の統廃合を含めたあり方に関し、町長から諮問を受け、延べ4回の委員会と1回の分科会において、提出された資料等を基に、就学前児童・施設の状況や町立幼稚園の現状と課題を踏まえ、検討しました。

検討にあたっては、令和3年度在園児保護者アンケート及び令和4年度新規申込保護者園児アンケートを実施しました。

【経過】

	日時	内容
第1回委員会	令和3年8月10日	・ 諮問書の受領 ・ 町立幼稚園の現状について ・ 在園児保護者アンケートの実施について ・ 今後のスケジュールについて
第2回委員会	令和3年9月30日	・ 他市町村の公立幼稚園の現状について ・ 町の待機児童の状況について ・ 在園児保護者アンケートの内容について
第3回委員会	令和4年1月27日	・ 令和4年度公立幼稚園新規申込み状況について ・ 在園児及び新規申込保護者アンケートの結果について
第1回分科会	令和4年5月23日	・ 今後の方向性について
第4回委員会	令和4年6月27日	・ 令和3年度の就学前児童の利用施設の状況について ・ 令和4年度の就学前児童の利用施設の状況について ・ 答申（素案）について

② 益城町における未就学児童の利用施設

未就学児童が利用することができる施設は、下表のとおりです。それぞれ、保護者の就労状況、未就学児童の年齢等により利用することができる施設が異なります。

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校		
3 歳～5 歳	利用時間		昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育等を実施
	利用できる保護者		制限なし
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 幼稚園部分と保育所部分の利用については、保護者の就労状況、未就学児童の年齢により異なります。		
0～5 歳	0～2 歳	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
		利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
	3～5 歳	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施 園により延長保育も実施
		利用できる保護者	原則、制限なし ただし、保育を必要とする場合は、共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設		
0～5 歳	利用時間		夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者		共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
地域型保育	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0-2歳の子どもを保育する事業		
0～2 歳	次の4つのタイプがある ① 家庭的保育（通称：保育ママ） ② 小規模保育 ③ 事業所内保育 ④ 居宅訪問型保育		
	利用時間		夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者		共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者 ③については、当該事業所に就労している保護者のみ

内閣府『子ども・子育て新制度なるほど Book』を再編

幼稚園、認定こども園の幼稚園部分の利用については、保護者、未就学児童の住民票に関係なく、施設の定員に空きがあり、当該年齢であれば、施設を利用することができます。

認定こども園の保育所部分、保育所、地域型保育については、原則、住民票を益城町に有する保護者、未就学児童が施設を利用することができます。

未就学児童の年齢の考え方（基準：令和４年度）

クラス	生年月日			利用年齢
0歳児	令和3年4月2日	～		6か月～1歳
1歳児	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日	1歳～2歳
2歳児	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日	2歳～3歳
3歳児	平成30年4月2日	～	平成31年4月1日	3歳～4歳
4歳児	平成29年4月2日	～	平成30年4月1日	4歳～5歳
5歳児	平成28年4月2日	～	平成29年4月1日	5歳～6歳

保護者が保育を行うことができない場合、「保育所」又は「地域型保育」を年齢に応じて利用することができます。

それぞれの施設を利用する際には、利用者負担額（保育料）が発生しますが、令和元年10月からは、保育料の無償化が開始され、3歳児からは利用者負担額（保育料）が無償となっています。

「幼稚園」は、保護者が保育を行うことができない等、条件はありませんが、利用開始は3歳からとなっており、0歳児から2歳までは、幼稚園を利用することはできません。しかし、満3歳児保育を実施している幼稚園については、3歳を迎える前日から幼稚園を利用することができます。この場合は、保育料の無償化が適用され、2歳児クラスに属する3歳の未就学児童でも、利用者負担額（保育料）が無償化されます。

「認定こども園」は、0歳児から2歳児までの未就学児童については、保護者が保育を行うことができないという条件が必要になりますが、3歳から5歳児までの児童は、保護者が保育を行うことができない等の状況に関わりなく、幼稚園と同じように条件なしで園を利用することができます。また、保護者が保育を行うことができないという条件を満たしていれば、保育所のように施設を利用することができます。

認可保育施設においては、給食の実施が義務化されており、未就学児童が施設を利用する際、給食が提供されています。幼稚園については、給食の実施が任意となっており、施設により、提供状況が異なります。

なお、前述した施設のほか、平成 28 年度に内閣府が開始した「企業主導型保育施設」を含む認可外保育施設があります。企業主導型保育施設は、企業（地域の企業が共同で設置も可）が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置された保育施設のことで、企業の従業員が利用することができる従業員枠と施設周辺の住民が利用できる地域枠があり、益城町内にも 2 園が整備されています。

認可外保育施設は、乳幼児の保育を目的とする施設で、県知事、市町村長の設置認可を受けていない施設を総称したものです。設置認可を受けていない施設ですが、熊本県の指導監督の対象となっており、益城町内には 4 園が整備されています。

益城町内の未就学児童利用施設一覧（令和 4 年 4 月時点）

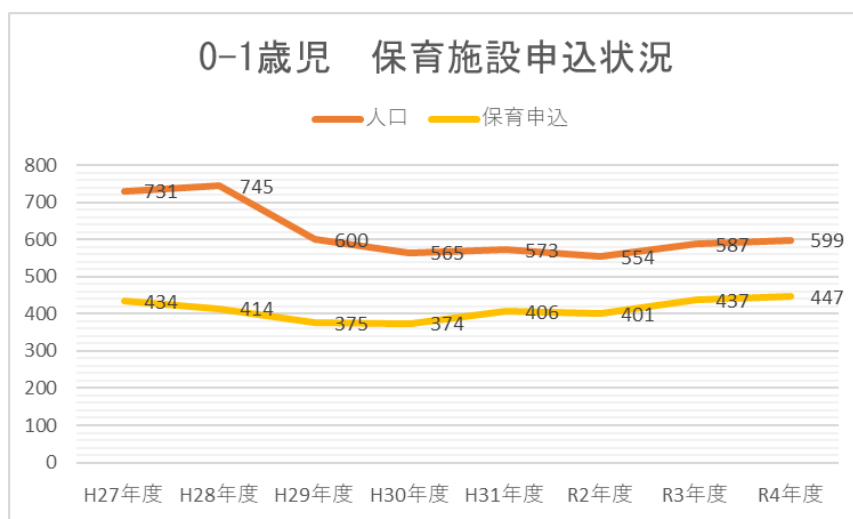
分類		園数	園名	
幼稚園		2 園	町立益城幼稚園	町立第二幼稚園
認可 保育 施設	認定こども園	1 園	あじさい保育幼稚園	
	保育所	12 園	町立第 1 保育所	町立第 2 保育所
			町立第 3 保育所	町立第 4 保育所
			町立第 5 保育所	ひろやす保育園
			ひろやすにし保育園	広崎保育園
			空港保育園	のぞみの丘保育園
			保育園ころ	はなえみ保育園
	地域型保育	1 園	①家庭的保育	
			ひまわり園	
		5 園	②小規模保育	
			すくすく保育園益城	すくすく保育園辻の城
			なのはな保育園	広崎第二保育園
認可外 保育施設		6 園	第二空港保育園	
			①企業主導型保育施設	
			きぼうのこども園	益城わかば保育園
			②認可外保育施設	
			ころ保育園広崎	再春館製薬所わんぱく保育園
			事業所内育児施設あんふあん（益城病院）	
			個人ベビーシッターkumamaana	

③ 平成 27 年度-令和 4 年度の未就学児童の施設利用状況

子ども・子育て支援新制度が施行された平成 27 年度から令和 4 年度までの益城町の未就学児童の施設利用状況を 0-1 歳児、2 歳児、3-5 歳児の年次毎に次のとおり整理しました。

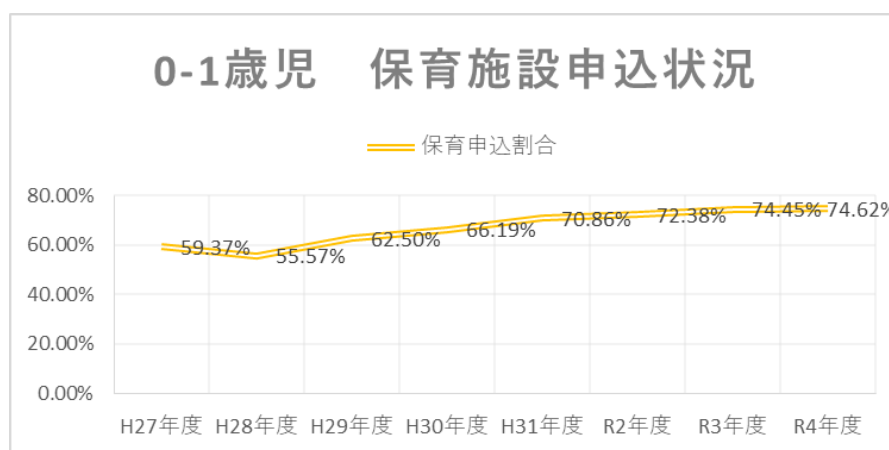
人口はそれぞれ各年度の 4 月 1 日時点の実数、申込件数は 3 月 31 日時点の実数を基に集計し、令和 4 年度の申込件数のみ見込み値で整理しています。

〈グラフ 1-1〉



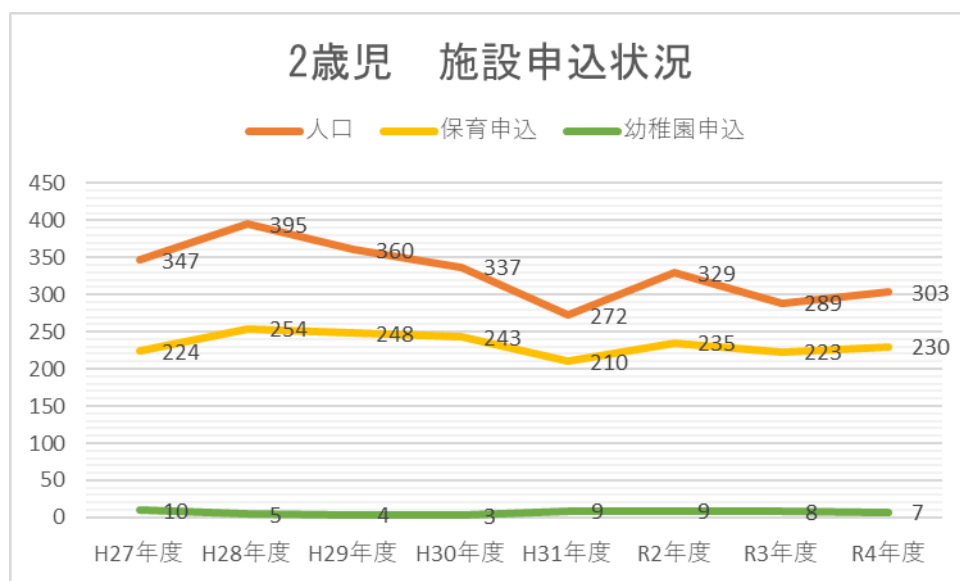
平成 28 年熊本地震の影響で、平成 29 年度に大きく人口が減少したものの、保育施設への申込件数は、年々増加傾向にあります。

〈グラフ 1-2〉



保育を必要とする世帯が年々増加している状況が見受けられます。

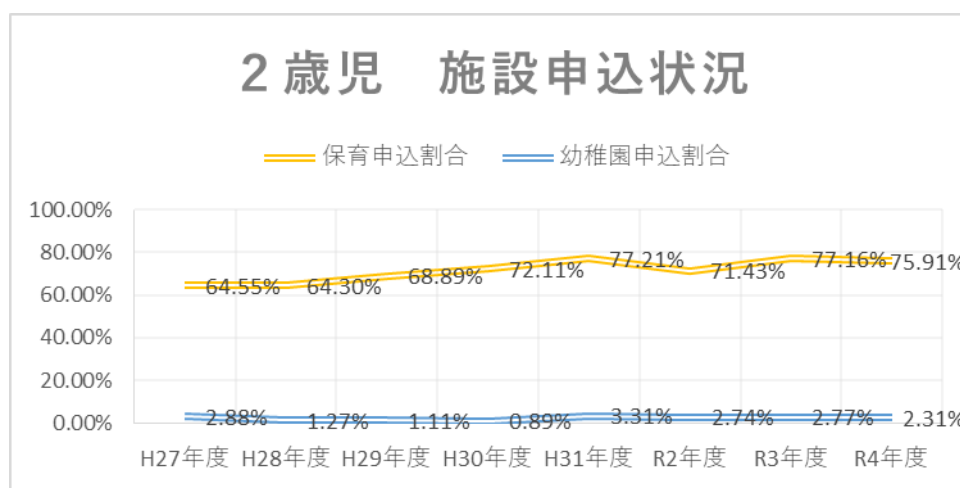
〈グラフ2－1〉



グラフ1－1同様、熊本地震の影響で、平成28年度に生まれた未就学児童が2歳児となった平成31年度に大きく人口が減少しています。その後は、増減を繰り返しています。

幼稚園申込については、満3歳児保育にて施設を利用している児童を表しています。

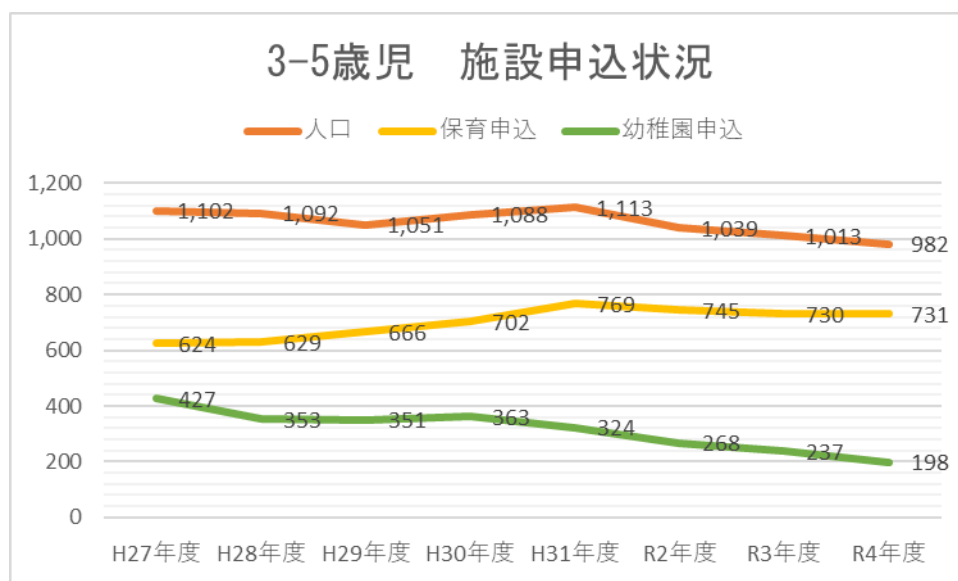
〈グラフ2－2〉



保育の申込割合は平成31年度まで増加が続き、令和2年度に減少に転じましたが、以降は70%台で推移しています。

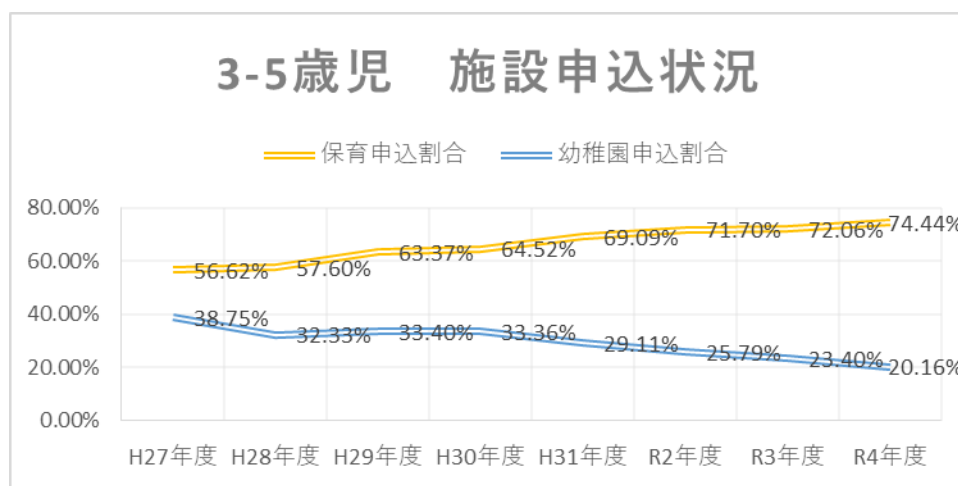
幼稚園申込割合については、概ね横ばいとなっています。

〈グラフ3-1〉



他の年次同様、熊本地震の影響で、平成29年度に人口が減少し、増加と減少を繰り返し、平成31年度をピークに徐々に減少傾向にあります。

〈グラフ3-2〉



平成27年度には、保育申込割合が56.62%、幼稚園申込割合が38.75%となっていました。年々保育申込割合が増加していき、逆に幼稚園申込割合が減少しています。

また、保育料の無償化が開始された令和元年10月以降は、幼稚園申込割合の減少幅が大きくなっています。

④ 町立幼稚園の現状

益城幼稚園と第二幼稚園は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条の目的を達成するため、益城町が設置した「幼稚園」です。

平日、夏休み等の長期休業中の預かり保育を 16 時 30 分まで実施していますが、土曜日の預かり保育は行っていません。また、給食の提供は行っておらず、各家庭からの弁当持参方式で運営しています。令和 3 年 10 月からは宅配弁当を月曜日と木曜日に試験導入し、令和 4 年度からは導入日を月曜日、木曜日、金曜日の週 3 日間とし、宅配弁当を希望される保護者に対応しています。

(1) 町立幼稚園の概要

【益城幼稚園】



所在地: 木山 589 番地

敷地面積: 4,334 m²

構造: 鉄筋コンクリート造 平屋建て

建築年: 平成 4 年(1992 年) 築 29 年

建物面積: 697.47 m²

【第二幼稚園】



所在地: 惣領 1471 番地

敷地面積: 2,925 m²

構造: 鉄筋コンクリート造 平屋建て

建築年: 昭和 54 年(1979 年) 築 42 年

増築年: 昭和 55 年(1980 年)

増築年: 平成 14 年(2002 年)

建物面積: 692.21 m²

【定員数】

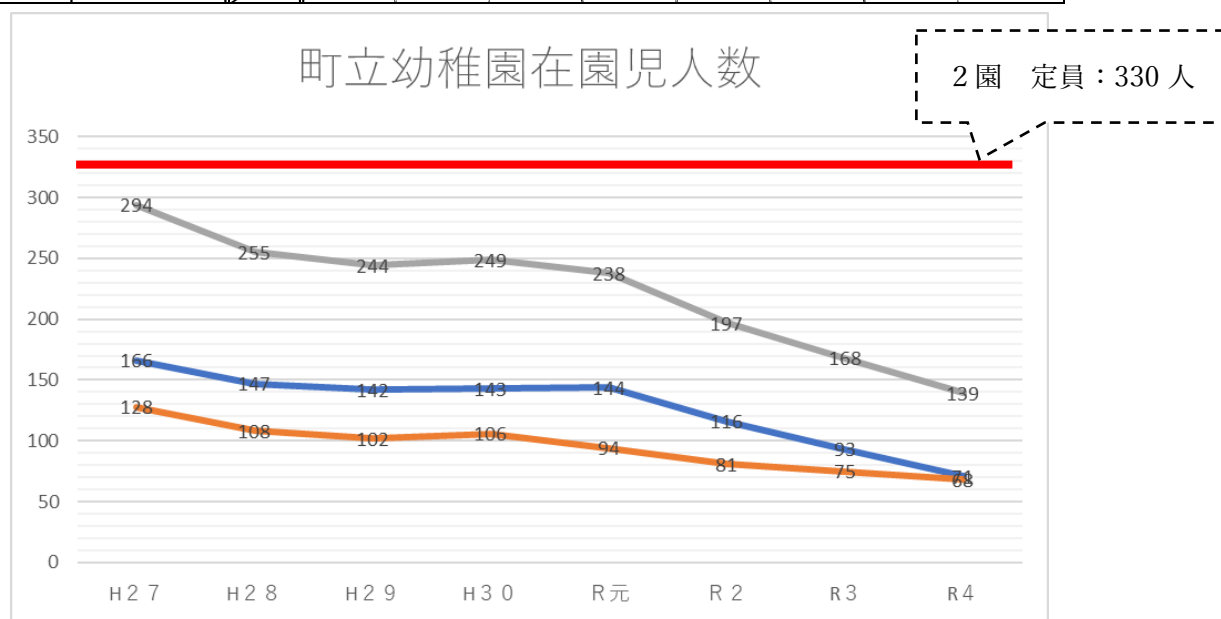
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
益城幼稚園	60	60	60	180
第二幼稚園	30	60	60	150
計	90	120	120	330

(2) 在園児の推移

就学前児童数が減少している中、保育需要が毎年度増加している一方で、幼稚園の就園者数は減少傾向にあり、8年前の平成27年度から定員割れの状況が続いています。特に保育料の無償化が始まった令和元年10月以降の減少幅は急激に広がっています。

幼稚園児童数（4月1日現在）

	クラス	定員	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
益城幼稚園	3歳児	60	47	41	55	46	38	24	28	14
	4歳児	60	59	47	45	53	50	38	27	29
	5歳児	60	60	59	42	44	56	54	38	28
	計	180	166	147	142	143	144	116	93	71
第二幼稚園	3歳児	30	30	29	30	30	19	23	24	15
	4歳児	60	39	39	34	41	30	24	25	27
	5歳児	60	59	40	38	35	45	34	26	26
	計	150	128	108	102	106	94	81	75	68
計	3歳児	90	77	70	85	76	57	47	52	29
	4歳児	120	98	86	79	94	80	62	52	56
	5歳児	120	119	99	80	79	101	88	64	54
	計	330	294	255	244	249	238	197	168	139
受入率 児童数/定員 (%)	3歳児		85.6%	77.8%	94.4%	84.4%	63.3%	52.2%	57.8%	32.2%
	4歳児		81.7%	71.7%	65.8%	78.3%	66.7%	51.7%	43.3%	46.7%
	5歳児		99.2%	82.5%	66.7%	65.8%	84.2%	73.3%	53.3%	45.0%
	計		89.1%	77.3%	73.9%	75.5%	72.1%	59.7%	50.9%	42.1%



⑤ 検討委員会の審議

検討委員会では、園とそれを取り巻く環境を確認し、両園の定員割れの状況に対応すべく、改善策について協議しました。一例を挙げると、満3歳児保育の導入や給食の実施、預かり保育の拡充などの意見が出され、在園児及び令和4年度申込園児保護者アンケートにおいても、それらの取り組みが求められていることがわかりました。また、園の活動などのピーアールが不足していることも、園児が減少している要因の1つではないかという意見も出されました。併せて、現在の両園には、加配による支援が必要な児童が一定数在園しているため、保育施設の利用が困難な児童を受け入れる場として、公立幼稚園が必要であるという意見が出されました。

しかしながら、満3歳児保育の導入や給食の実施を行っている熊本県内の他自治体の公立幼稚園の状況を調査したところ、各取り組みを行っているものの、相対的に保育の需要が多く、定員に達している幼稚園はありませんでした。また、既に満3歳児保育の導入や給食の実施を行っている近隣の大津町においても公立幼稚園の園児数は減少傾向にあり、2園の公立幼稚園と1園の公立保育所を統合し、認定こども園化を進めております。これらのことから、本町において同様の各取り組みを実施することは一時的な児童数増加の一助にはなるものの、必ずしも園児数を安定的に確保することにつながらない可能性が高いことが想定されました。

併せて、加配による支援が必要な児童への対応については、公立幼稚園だけではなく、保育施設の加配支援体制を強化し、町内全ての幼稚園・保育施設における加配支援を必要とする児童の受入れ能力の平準化を図ることが望ましいという意見が出されました。

特に、6頁～8頁のグラフ1-1～3-2、13頁の別表1、2のとおり、益城町の就学前児童の施設利用の傾向は、幼稚園利用を始める前の段階（3歳児未満）から既に保育施設を希望している世帯が多く、保育需要の増加が如実に表れていることがわかりました。これは、保育施設を利用できていない保留児童数が多い状況であると言えることから保育需要増加の影響が多岐に渡っていることが伺えます。益城町の子育て世帯の傾向が保育を必要とする共働き世帯が多いためだと推測され、時間的な制限から幼稚園を利用できない世帯が多いということが伺えます。令和4年度中には町西部の益城台地西地区区画整理事業施工区域が供用開始されることから、今後も、この状況は継続すると予想されます。このことを踏まえ、さらに町では、待機児童解消に向け、令和4年3月に「第2期益城町子ども・子育て支援事業計画」の中間期の見直しを行い、令和5年4月に定員100名の保育施設1園の創設を目指している状況であり、令和5年度以

降は、更なる幼稚園利用者の減少が予測されます。また、別表 3（14 頁）のとおり、令和 3 年度の認可保育施設利用の 2 歳児 216 名の進級先は、212 名（98.15%）が令和 4 年度も認可保育施設に進級、町の公立幼稚園に転園が 1 名（0.46%）であり、2 歳児クラスで既に認可保育施設を利用している児童が町の公立幼稚園に転園する割合は非常に低いことを確認しました。そして別表 4（14 頁）のとおり、概算ではあるものの令和 3 年度の利用施設が不明である児童 65 名の進級先を調査したところ、24 名（36.92%）が保育施設、28 名（43.08%）が町の公立幼稚園、それぞれ 5 名（7.69%）ずつが町内私立幼稚園と町外の幼稚園へ進級していました。これらのことから、2 歳児クラスの児童で認可保育施設等を利用していない児童が必ずしも、町の公立幼稚園に入園するということではないことを確認しました。

併せて、公益社団法人全国幼児教育研究会の研究では、教育効果が高まる適正な学級規模として、1 学級の園児数を 4、5 歳児において、20～30 人、3 歳児 20 人以下としています。将来的に、幼稚園利用者の更なる減少が続いた場合、2 園を存続すると、各園でこれらの人数をさらに下回る園児数となり、幼児教育に求められる教育効果が得られなくなる可能性が高いことが推測されます。

最後に 2 園を存続させた場合、別表 5（15 頁）のとおり両園の運営費が毎年必要となり、さらには、町公共施設等総合管理計画（令和 2 年 3 月改訂）における大規模改修工事が必要となることから、将来的には別表 6（15 頁）のような費用が発生します。平成 28 年熊本地震の影響により、益城町の財政状況は別表 7、8（16 頁）のように公債費の割合が高く、償還払いが既に始まっていること、また基金も底をつくことが予測されており、今後、公債を子どもたちの世代に委ねかねない状況であることから、歳出の削減が急がれていることを確認しました。

〈別表 1〉 令和 3 年度就学前児童の施設利用状況

クラス 年齢	人口	認可保育施設	認可外保育	保留児童	保育施設	保育希望 割合	幼稚園利用者数				利用施設 不明
		利用数	利用数		利用希望者計		町内公立	町内私立	町外	計	
0	318	167	19	57	243	76.42%					132
1	303	199	21	14	234	77.23%					83
2	305	216	16	7	239	78.36%	0	0	8	8	65
3	350	233	20	4	257	73.43%	52	4	18	74	23
4	327	232	13	0	245	74.92%	53	1	18	72	10
5	382	261	17	1	279	73.04%	67	4	19	90	14
	1,985	1,308	106	83	1,497		172	9	63	244	327

人口数は、R4 年 4 月 1 日時点、利用数は R4 年 3 月 31 日時点（R3 年度）の数値をもとに集計

〈別表 2〉 令和 4 年度 4 月 1 日時点 就学前児童の施設利用状況

クラス 年齢	人口	認可保育施設	認可外保育	保留児童	保育施設	保育希望 割合	幼稚園利用者数			
		利用数	利用数		利用希望者計		町内公立	町内私立	町外	計
0	281	57	4	4	65					
1	318	212	14	20	246	77.36%				
2	303	224	13	4	241	79.54%	0	0	0	0
3	305	236	9	2	247	80.98%	29	5	13	47
4	350	248	13	3	264	75.43%	56	5	18	79
5	327	240	12	0	252	77.06%	53	1	18	72
	1,884	1,217	65	33	1,315		138	11	49	198

人口数は、R4 年 4 月 1 日時点、利用数は R4 年 4 月 1 日時点（R4 年度）の数値をもとに集計

〈別表 3〉 令和 3 年度認可保育施設利用の 2 歳児クラス児童（216 名）の令和 4 年度進級状況

単位：人

	保育施設		幼稚園			計
	保育施設進級	認可外進級	町内公立	町内私立	町外	
人数	212	2	1	0	1	216
割合	98.15%	0.93%	0.46%	0.00%	0.46%	

〈別表 4〉 令和 3 年度 2 歳児クラス児童 利用施設不明児童（65 名）の令和 4 年度進級状況（概算）

単位：人

	保育施設	幼稚園			不明	計
		町内公立	町内私立	町外		
人数	24	28	5	5	3	65
割合	36.92%	43.08%	7.69%	7.69%	4.62%	

児童人口における転入出がある関係で、概算にて人数を算出している。

〈別表 5〉 両園運営費

(千円)

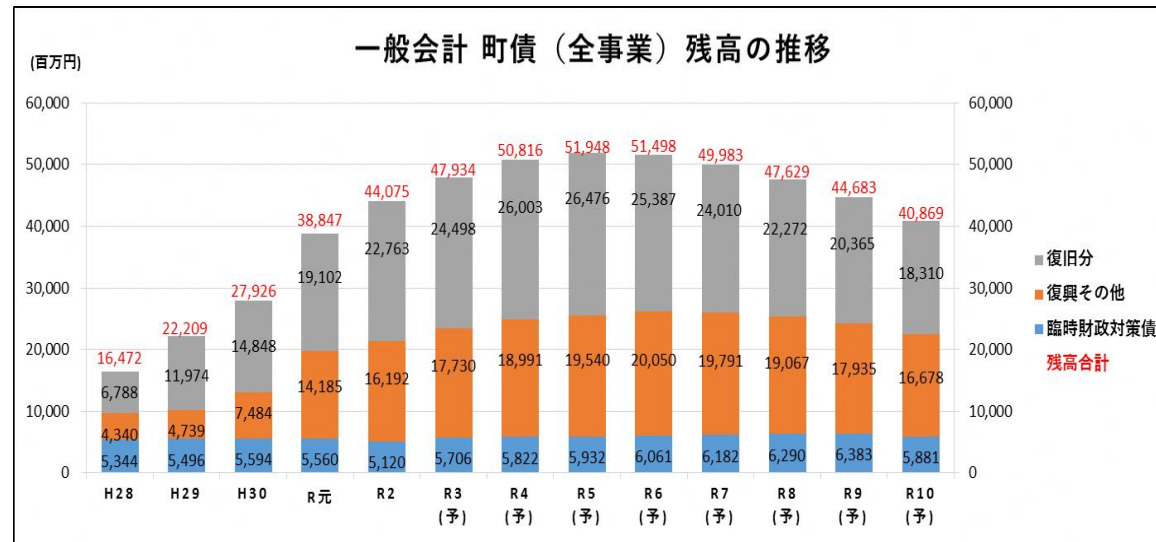
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	平均
益城幼稚園	60,457	60,782	57,727	58,117	55,145	58,445
第二幼稚園	54,680	59,216	48,900	49,858	44,788	51,488
計	115,136	119,998	106,627	107,975	99,933	109,933

〈別表 6〉 大規模改修の更新費用（概算）

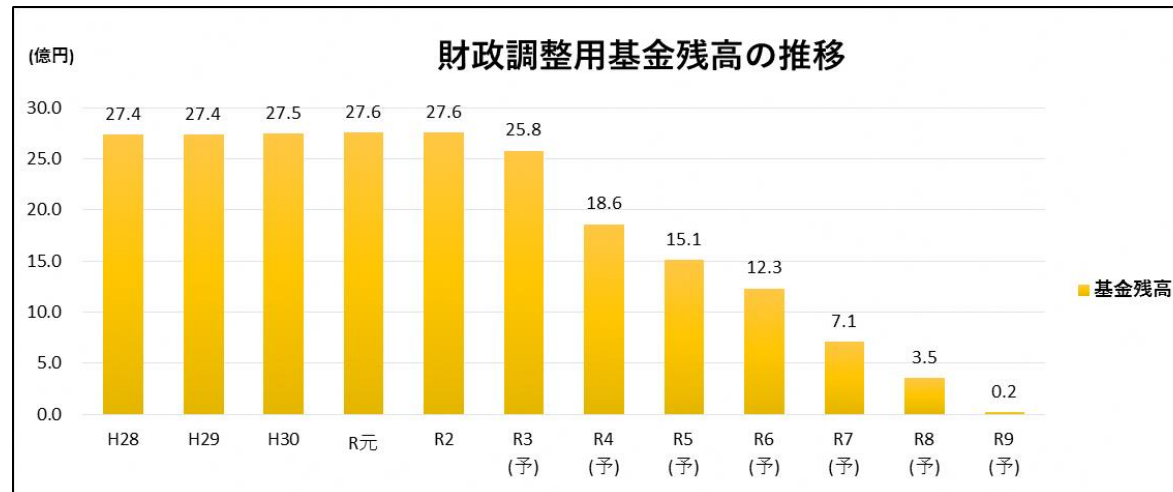
(千円)

	面積	単価	改修費
益城幼稚園	697.47	17 万円／m ²	118,569
第二幼稚園	559.00	17 万円／m ²	95,030
計			213,599

〈別表 7〉町財政状況 1-起債状況-



〈別表 8〉町財政状況 2-基金状況-



2. 町立幼稚園のあり方の検討

本委員会では、その検討にあたり審議の際に指摘がなされた「集団教育を提供できる環境が整備できるか」「適正な財政運営が確保できるか」「他の類似施設との距離」の3つの指標をもとに次の4案にて検討しました。

(A案) 2園を存続させる。

集団教育の機会	財政負担	他施設との距離
△	×	—

園児の確保ができず、幼児教育に必要な「集団教育」を提供できる環境が整備できなくなる可能性が高い。

運営費、維持管理費含め、適正な財政運営を行う上でも、2園を存続させることは、難しい状況である。

(B案) 2園を存続させ、民間に施設を譲渡する。

集団教育の機会	財政負担	他施設との距離
△	△	—

園児の確保ができず、幼児教育に必要な「集団教育」を提供できる環境が整備できなくなる可能性が高い。

財政面では、直営する際の人件費、施設維持管理費はなくなるものの、施設給付費の支給が発生する。

定員確保が難しい幼稚園を民間が受け入れるか、疑問点が多く、民間譲渡という手段は実現性が乏しい。

(C案) 益城幼稚園を第二幼稚園に統合し、益城幼稚園を廃止する。

集団教育の機会	財政負担	他施設との距離
○	△	△

統合による一時的な「集団教育」を提供できる環境の整備が期待できる。しかしながら、第二幼稚園の現在の在園児の状況を見た場合、益城幼稚園は、すべての校区の児童が在園している一方で、「広安小学校区」「広安西小学校区」の2校区の児童が在園していることから、園児の受け入れやバスルートの変更などが円滑に進まない可能性が考えられる。

また、第二幼稚園の建築年が益城幼稚園よりも古いことから、維持管理等に係る将来的な財政負担を考えると、第二幼稚園への統合は難しい。

併せて、町の認可保育施設や認可外保育施設の所在地を見た場合、広安西、広安小学校区に集中していることから、他の施設との競合を鑑みても第二幼稚園への統合は難しいといえる。

(D案) 第二幼稚園を益城幼稚園に統合し、第二幼稚園を廃止する。

集団教育の機会	財政負担	他施設との距離
○	○	○

統合による一時的な「集団教育」を提供できる環境の整備が期待でき、すべての校区の児童が既に在園しているため、柔軟な移行が期待できる。

建築年も益城幼稚園の方が第二幼稚園より新しいため、建物自体の耐用年数も期待できる。

園の所在地も町中心部に存しており、スクールバスの活用も含め、各校区からの利用が容易であり、町全体の就学前施設の所在地からも適した位置に存している。

以上のことから、**(D案)を検討委員会での検討結果**としました。

ただし、統合の時期については、**在園児の急激な環境の変化に対して十分に配慮すべき**という意見を付しました。

3. 統廃合の必要性（答申）

検討委員会にて審議をした結果、町立幼稚園の存続が町にとっての資源となるものの、2園を引き続き存続させることは、今後幼稚園利用者の更なる減少が予測されること、教育効果が高まる適正な学級規模を維持することができないこと、また、持続可能な財政運営が困難となることから、町の資源である町立幼稚園を存続させるため、1園に統合するべきであるという結論に至りました。

また、統合後の幼稚園は、施設の建築年を踏まえ、現在の益城幼稚園の園舎を利用し、第二幼稚園は廃園するという結論に至りました。

ただし、答申にあたっては、次の7点の付帯意見を提言します。

1. 統合の時期については、在園児の急激な環境の変化に対して十分に配慮すること。
2. 在園児の保護者に対し、丁寧に今回の内容を説明する場を設けること。
3. 加配による支援が必要な児童の就学前保育の充実を図るため、町認可保育施設における支援体制の強化に努め、当該児童の受入れ強化を図ること。
4. 統合後の十全な教育環境の整備のため、益城幼稚園の大規模改修工事を優先的に実施すること。
5. 大規模改修工事の実施にあたっては、在園児保護者アンケート結果にあった「給食導入に向けた施設整備」や「駐車場の整備」、「子どもの発達に応じたトイレの改修」を検討すること。
6. 幼稚園利用児童の増加につながる満3歳児の受入開始等について検討すること。
7. 1園に統合した後も保育施設の利用ニーズが高まり続け、幼稚園利用児童が減少し続ける可能性があることから、園児数が統合時よりも更に減少した場合は、再度、町立幼稚園のあり方について検討を行うこと。

益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会 委員名簿

所属	氏名	備考
熊本学園大学	今吉 光弘	会長
町議会 議長	稲田 忠則	
福祉常任委員会 委員長	吉村 建文	
福祉常任委員会 副委員長	中村 健二	
熊本県立大学 総合管理学部	井寺 美穂	
町民児協議会主任児童委員 代表	森田 恭子	
町立益城幼稚園 園長	津田 美保	
町立第二幼稚園 園長	渡邊 倫子	
町立益城幼稚園 保護者後援会 会長	大庭 洋平	
町立益城幼稚園 保護者後援会	宮本 麻紀	
町立第二幼稚園 保護者後援会 会長	糸数 典子	
町立第二幼稚園 保護者後援会 副会長	大杉 つかさ	
町立第三保育所 所長	中路 順子	
町立第四保育所 所長	宮尾 香純	

所属については、令和3年度時点のもので、順不同、敬称略で掲載しています。